

(仮称) 生駒市市民投票条例(案) に対する意見と市民自治推進会議の考え方について(案)

1. 案件名 (仮称) 生駒市市民投票条例(案) に対する意見募集 【パブリックコメント手続】
 2. 意見提出期間 平成22年11月1日(月)～30日(火)
 3. 担当課 生駒市役所市民活動推進課(生駒市市民自治推進会議事務局)
 4. 意見提出状況 (1) 提出者数 1,641名 【提出方法】 ①パブリックコメント手続に基づく意見 977名
 ②その他の手法による意見 664名

条文	提出された意見	市民自治推進会議の考え方
第2条第1号	ただし書の説明が曖昧なので、「例えば・・・」を明記すべきです。	<第2条第1号 本文ただし書を削除します。> 市の権限の属さない事項については、本条例では対象外とします。
第2条第1号解説	安全保障、外交など国や都道府県に関わる項目であっても市民投票を可能とすることに反対 外交、防衛問題について市としての意思を明確に国等に表明するために行う市民投票は、外国籍の者による政策決定権を認める外国人地方参政権と同様の趣旨のものであるため憲法違反である。日本国民に限るべきです。 原子力発電所などの原子力関連施設なども明記すべきです。	本市として国や県に対して意思を明確にするために行う市民投票については、一元的にとらえるよりも、個別具体的に検討するのが好ましいと考えられることから、本文ただし書を削除するとともに、解説のただし書以下も削除します。
第2条第4号	ある事項が「特定の～侵害」するものであるか否かの判断は誰が見ても明確なものとしてありうるであろうか。この項目は不要、削除すべき。(署名時又は投票時に市民が判断すべきことであるため)	<原案のとおりとします> 解説に記載しているような事項については対象外と考えており、現時点で、その他具体的な事案は想定しておりませんが、明らかに本号に該当すると認められる場合は、市民投票に付することができる重要事項とはならないことを規定しており、原案のとおりとします。
第2条第5号	「専ら特定の市民及び地域の利害に係る事項」と「市民」、「利害」の二語を追加するほうがより明確になるのではと思う。	<変更します> (4) 市民投票を実施することにより、特定の個人又は団体の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 (5) 専ら特定の地域に係る事項
第2条第6号	「前各号に掲げるもののほか、市民投票を行うことが適当でない認められる事項」は削除すべきである。(署名時又は投票時に市民が判断すべきことであるため)	<原案のとおりとします> 市民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第5号に掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由(公序良俗に反する事項他)により除外することが適当な場合も考えられるため。
第2条	どのような案件が対象となるのか明確な基準がない。	<原案のとおりとします。> 市民投票に付することができる事項は現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められるものとしています。御意見の具体的な案件の基準を列挙することは困難であり、かえって対象事項を限定してしまふ恐れがあるため、対象から除外すべき事項を列挙することとしています。
第3条第1項第2項	外国籍の者に市民投票の資格を与えることについては、断固反対である。市民投票できるのは、日本国籍を有する者でよい。 生駒市の市民投票条例は名前を変えた外国人地方参政権と同じである。 生駒市の市民投票制度は、事実上外国人参政権と同等であり、憲法違反である。 外国籍を有する者の投票資格については、限定的付与でよいのではないかと。 参政権ではなく、市民の意見を賛成・反対で聞くだけでも外国人による日本国の政治への参加と同じです。	<原案のとおりとします> 市民投票制度では、「現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項」、が対象となることから、なるべく幅広い市民が投票に参加することにより意思表示をすることが望ましいと考えます。 地方自治法においては、住民については日本人に限定されず外国籍を有する者も含むと定義しており、かつ、住民監査請求や、住民訴訟についても国籍の要件はありません。 また、生駒市自治基本条例第6条(人権の尊重)において、本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならないことや、第45条の市民投票の投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年の参加に十分配慮しなければならないと規定しており、本市の市民である外国人や未成年者が一律に除外されるものではないと考えます。 このようなことから、市長や議会の議員、衆議院議員、参議院議員等を選出する選挙と市政に係る重要事項について、市民に直接意思を確認する市民投票とは、その目的を異にするものであり、それぞれの制度の目的を踏まえ、投票資格者が設定されることが適当であると考えています。
第3条第2項第3号	一般的な就労ビザで居住しているに過ぎない外国籍を有する者についても3年以上滞在という条件付きで投票を認めているのは疑問である。	<変更します> ただし、出入国管理及び難民認定法別表1及び別表2の上欄(永住者の在留資格を除く。)の在留資格をもって在留する者のうち、引き続き3年を超えて本市に住所を有する者に変更します。 上記を踏まえ第3条(投票資格者)を次のとおり変更します。

条文	提出された意見	市民自治推進会議の考え方
		<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する年齢満18歳以上の者とする。</p> <p>(1) 日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）</p> <p>(2) 外国籍を有する者のうち、次のいずれかに該当するもので、引き続き3月を超えて本市に住所を有する者（外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請による同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日（以下「登録申請日」という。））から引き続き3月以上経過している者に限る。）</p> <p>ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者</p> <p>イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(3) 外国籍を有する者で、出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表2（前号イに該当するものを除く。）の在留資格をもって在留し、引き続き3年を超えて本市に住所を有する者（外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にあり、かつ、登録申請日から引き続き3年以上経過している者に限る。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票の投票権を有しない。</p> <p>(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定（次号において以下「選挙関係規定」という。）により選挙権を有しない者</p> <p>(2) 第1項第1号の規定に該当する年齢満18歳以上20歳未満の者及び同項第2号の規定に該当する者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙関係規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者</p>
第3条 第3項	公職選挙法違反者であっても、日本人は市民投票から排除され、外国籍を有する者ならば市民投票に参加できる。これは重要な問題である。	<p><原案のとおりとします></p> <p>公職選挙法の規定による選挙権を有していない外国籍の者と満18歳及び満19歳の者について市民投票の要件を満たす者であっても、公職選挙法等に規定する選挙権の欠格事由に該当する者は、投票権を有しないことを定めており、日本国籍を有する者も外国籍を有する者も市民投票の投票資格者からは除かれます。</p>
第4条	<p>名張市の例に修正を加え、私案を提出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有権者の50分の1以上の連署を持って、直接請求 2 市長は市議会に付議 3 議会は市民との意見交換会を開始。先立って、市長は資料を公開する。 4 議会は市民の意思を議会に反映する。 5 又は、議員は12分の1以上の賛成を得て市民投票を發議 6 これをうけて、議会が過半数で議決したときは市民投票 7 以上の経過で、なお議会が市民の意思に反していると思われるときには、市民は投票資格者総数の10分の1の連署を持って市民投票を請求。市長は議会に付議せずに市民投票 8 この場合、告示から投票日の間に、3項の規定により意見交換会を実施する 	<p><原案のとおりとします></p>
第4条 第1項	<p>市民の請求要件は6分の1ではなく8分の1とすべきである。</p> <p>市民の請求要件は6分の1ではなく7～8分の1と見直してください。</p> <p>市民の請求要件は6分の1ではなく10分の1としてください。</p> <p>市民請求が署名簿の1/6でできるとあるが、1/6である根拠が不明確である。市民請求が議会にもかけられないで投票されることも議会軽視である。</p>	<p><原案のとおりとします></p> <p>他の自治体の事例（本市の有権者数と近い自治体）などを参考として、実際に署名収集可能な数であり、また、發議の乱用防止という点も考慮し、投票資格者総数の6分の1としています。</p>
第4条 第2項	第4条第2項は削除して下さい。市議会は条例制定権を有しており、市民投票の精神になじみませんので市議会の發議権は不要です。第11条、第25条も同理由で修正して下さい。	<p><原案のとおりとします></p> <p>生駒市自治基本条例第45条第2項において、「議会及び市長は市民投票を發議することができる。」と規定されているため。</p>

条文	提出された意見	市民自治推進会議の考え方
第4条 第3項	市長自ら発議できることは議会軽視であるとともに市長の権限が大きすぎる。限定条件を付けるべきではないか。	<原案のとおりとします> 地方自治法において定める長の権限の範囲内であるため。
第6条 第1項 第2項 第3項	第6条第1項、第2項及び第3項の市民が請求した内容が重要事項であるか否かを確認することの条文を削除すること。(市民投票を行うこと適当か否かは市民が判断すべきであり、市民自らが市民投票を行う権利、自由を制限してはならないため) 市長は請求を却下してはいけません。明白な瑕疵のあるものを除いたすべての請求を市民投票にかけて市民に判断を仰ぐべきです。 市民が市民投票を請求する場合の要件は、市民自身がすべきである。	<原案のとおりとします> 市民請求ができる重要事項は、第2条において、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否の意思を問う必要があると認められ、第1号から第6号に掲げる事項を除くとしており、請求を行う際の要件確認は必要と考えます。
第6条 第2項	1/6以上の連署数というハードルとして課しておきながら、その上に市長等の審査を付加するこの条例案は地方自治法74条と76条～85条の区分を無視し、混同しているものと言わなければならぬ。 議会の代わりに第三者機関と市長が位置するものと言っても過言でないという点で、それは地方自治法74条に定める制度と同じものであると言わなければならぬ。	<原案のとおりとします> 本条における市長又は第三者機関の位置づけは、あくまでも、重要事項であるかどうか及び投票の形式に該当することの確認を行うものであって、市民請求の際の署名収集を始められる前に行うものであります。
第6条 第5項	第三者機関なるものが何故市民に代行して審査を行う権限を有しうるか、その根拠は何か。	<原案のとおりとします> 市民請求の事案が第2条に規定する重要事項であることを確認するに当たり、市長自ら判断するよりも市民の意見を聞き判断することが好ましいと考えるため。
第7条	代筆(直接請求では地方自治法第74条で規定)や受任者(同じく地方自治施行令第92条で規定)といったいくつかの重要な手続き、署名の無効要件(直接請求では地方自治法第74条の3で規定)を定めていない。そこで、市民投票を実施を請求するための署名に関する手続きを述べている条文はすべて削除し、代わりに「市民投票の実施を請求する場合において、署名に関する手続きは、地方自治法及び地方自治法施行令に定める署名手続きの例によるものとする。」と記述すれば足りると考える。	<原案のとおりとします> 御意見については、条例制定後規則で定めることとします。
第13条 第1項 第2項	「2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他市民投票に係わる情報の提供に関する施策を実施することができる。」を挿入し、「2 市長は前項に規定する(略)」を「3 市長は前2項に規定する」とする	<原案のとおりとします> 公開討論会、シンポジウムその他市民投票に係わる情報の提供に関する施策についての記述は、情報提供の際の手法を明らかにするものと考えますので、解説に記入します。
第13条 第1項 第2項	市長が市民(市議を含む)から情報の追加、修正の依頼があった際に、それに応じて情報を提供しなければならぬとしなければ、市長からの一方的な情報提供のみに終始する恐れがあります。	<原案のとおりとします> 御意見については解説に記入します。
第25条	投票率に関わらず開票することに疑問を持つ。特定の市民団体が請求するだけになってしまうのでは。	<原案のとおりとします> 市民投票は、賛成、反対の割合などの結果を踏まえて尊重義務が果たされるものであるため、投票率に関わらず、開票を行います。また、その結果を明らかにすることは必要不可欠であると考えます。
第26条 第1項 第2項	市長並びに議会に尊重義務を課している点は、拘束型であり問題点が大きいため撤回すべきだ。 市民投票の投票結果は、市民議会、市長は拘束されるのですか。	<原案のとおりとします> 市民投票は諮問型であるため、拘束力は持ちません。 市民投票の結果に法的な強制力を持たせることは、市議会や市長の権限を侵すものとして、法令に抵触する恐れがあることから、市長と市議会は尊重義務を負う旨の規定をしています。 また、市民においても、その結果を深く認識して、その審判を仰いだということから、再びどのように行動するかを問い直す意味で尊重義務を設けています。 なお、市議会や市長が下した判断の是非については、その後の政治のプロセスのなかで評価されるべきであると考えています。
第26条 第2項	第2項削除 個人の思想と良心の自由を侵害しています。多数決において結果的に少数派となった方に、その事実を深く認識することを強いることは、十分に人権の侵害といえます。	<原案のとおりとします> 個人の思想まで変えるものではなく、市民投票の結果について尊重してくださいということで、強いることまで意図しておりません。少数派となった場合は、その結果を前提に別の方法で意思表示することも可能と考えます。
第26条 第3項	投票資格者の4分の1以上という条件を入れると、投票ボイコット運動が起こる可能性があるのでは？ 第3項削除。 投票でどのような結果が出ても結果を尊重すべきです。投票数に縛られません。	<原案のとおりとします> 投票ボイコット運動については、投票成立要件を設定した場合に起こりうる可能性が高いと言われていることから、本市の場合、投票率による投票成立要件は設けず、投票率の高い低いにかかわらず開票を行い、その結果、一定の絶対得票率以上の意見について市長、議会、市民は尊重義務が生じることとしています。 また、本制度は諮問型であり、開票の結果を市民に公表し、市民と情報を共有することが大切だと考えています。 <原案のとおりとします> 市民投票が直接市民の意思を確認し、その総意を市政に反映させるための制度であること、また、市長、議会、市民に尊重義務が生じることを踏まえると一定の要件は必要と考えられます。

条文	提出された意見	市民自治推進会議の考え方
第27条	「2年」は「1年」にして下さい。時代の流れは早く、1年で世の中がめまぐるしく変わっています。	<p><原案のとおりとします></p> <p>市民投票の投票結果は、単なる多数意見が形成されたものではなく、多くの人、時間、費用を費やした上での市民の総意として示されたものであり、投票の結果に一定の効力期間を定める必要があることから、他市の事例を参考に2年としています。</p>